

医療用途食品と特別用途食品の使用実態調査の概要

(平成18年度厚生労働科学研究費補助金・厚生労働科学特別研究事業「健康食品の有効性及び安全性の確保に係る制度等の国際比較研究(主任研究者 田中平三)」中「医療施設における病者用食品の使用状況調査からみる特別用途食品制度のあり方に関する研究(分担研究者 中村丁次)」より)

1 調査概要

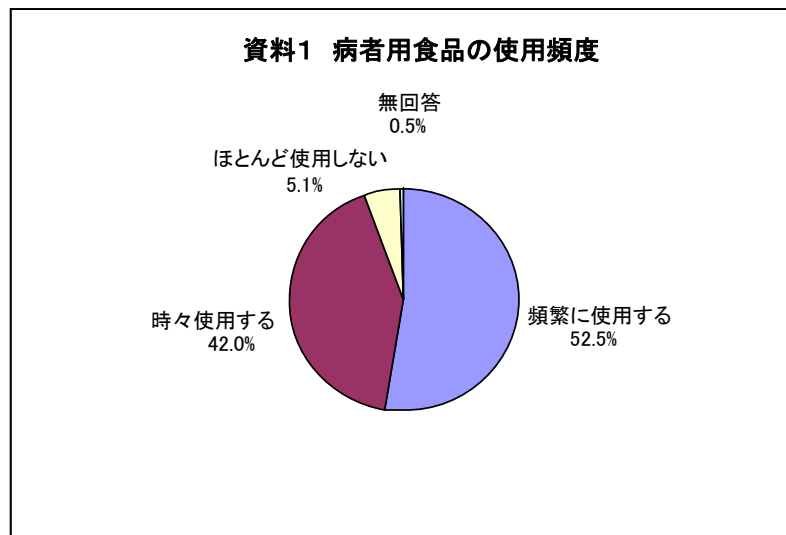
平成18年12月20日から平成19年1月10日までを調査期間として、全国1999の医療機関の管理栄養士を対象に、(社)日本栄養士会全国病院栄養士協議会の協力のもと、病者用食品の使用状況調査を実施(有効回答数1389施設)。

○ 調査における用語の定義:

- ・ 病者用食品:企業が、主に病者の疾病の治療等を目的に、ある特定の機能性を有するものとして製品化したものを指す(特別用途食品を含む。)(=医療用途食品)
- ・ 特別用途食品:健康増進法第26条第1項に規定する「特別用途表示」を行った食品であって、特定保健用食品を除くものを指す。

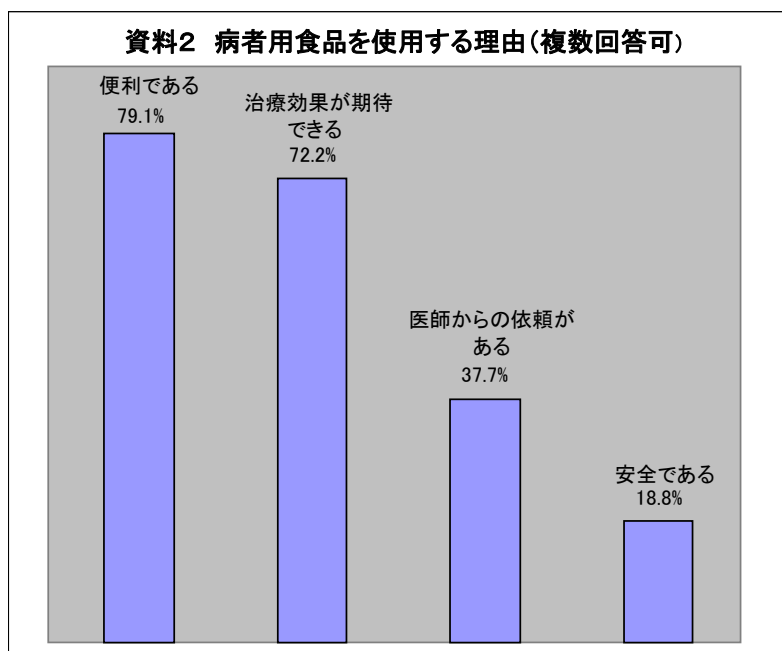
2 調査結果

① 病者用食品の使用頻度について



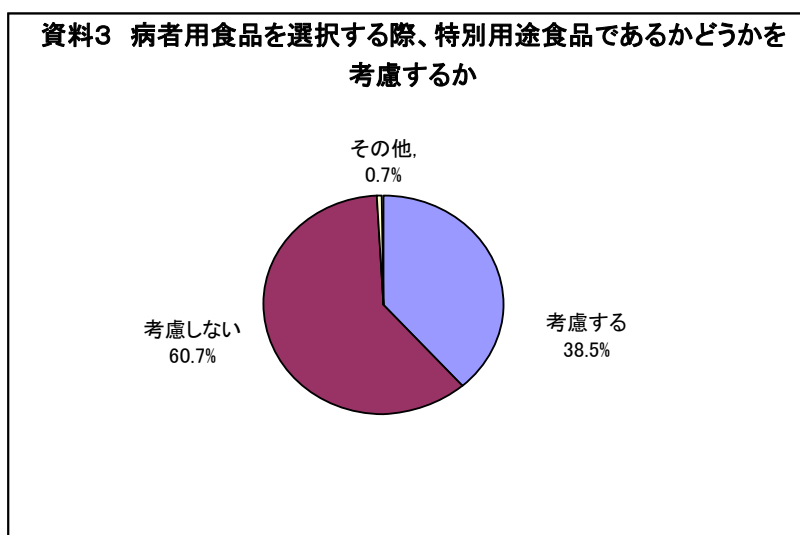
医療用途の食品については、程度の差はあるものの、ほとんどの医療施設で活用されている。

② 病者用食品を使用する理由



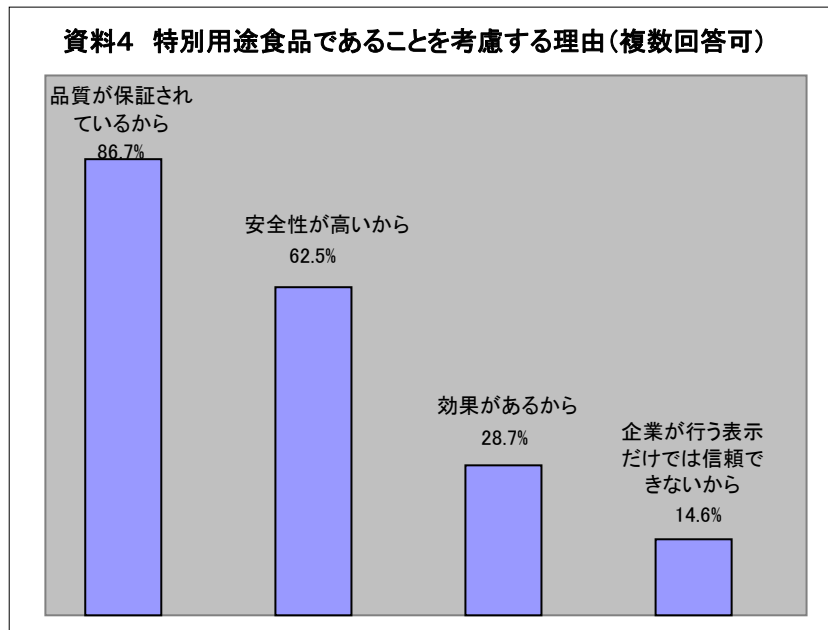
医療用途の食品は、便利であり、治療の効果が期待できることから使用されている。

③ 病者用食品を選択する際、特別用途食品であるかどうかを考慮するか



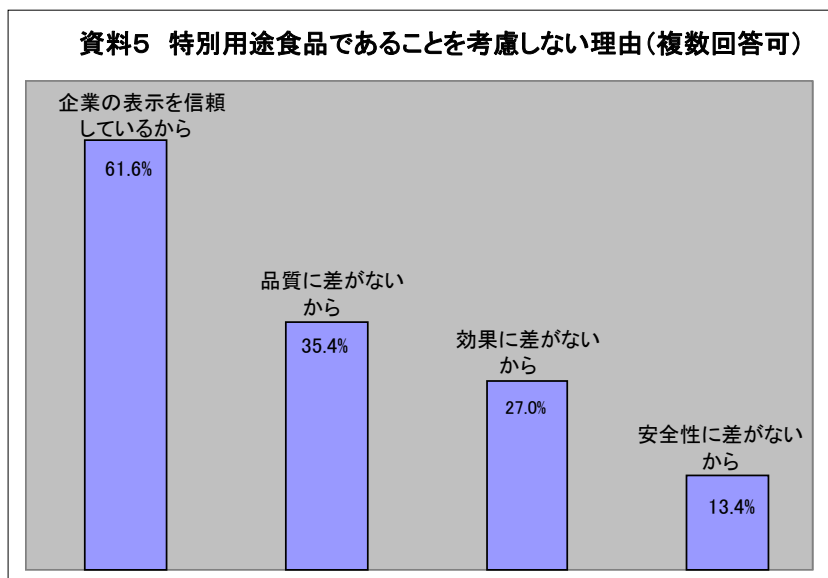
医療用途の食品を選択する際、特別用途食品であるかどうかはあまり考慮されていない。

④ 特別用途食品であることを考慮する理由



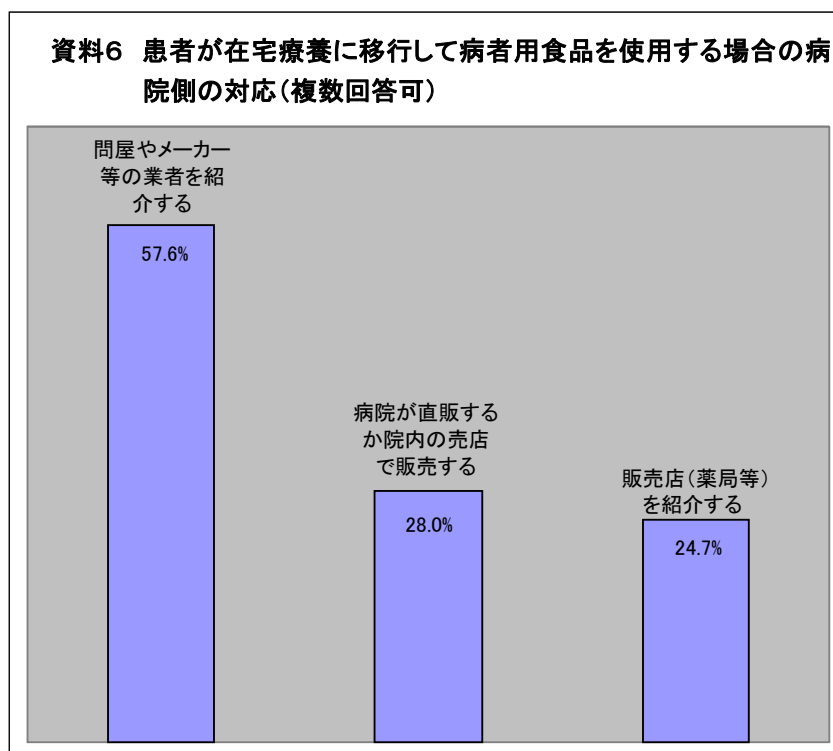
特別用途食品は、高い品質と安全性が保証されていることが評価されている。

⑤ 特別用途食品であることを考慮しない理由



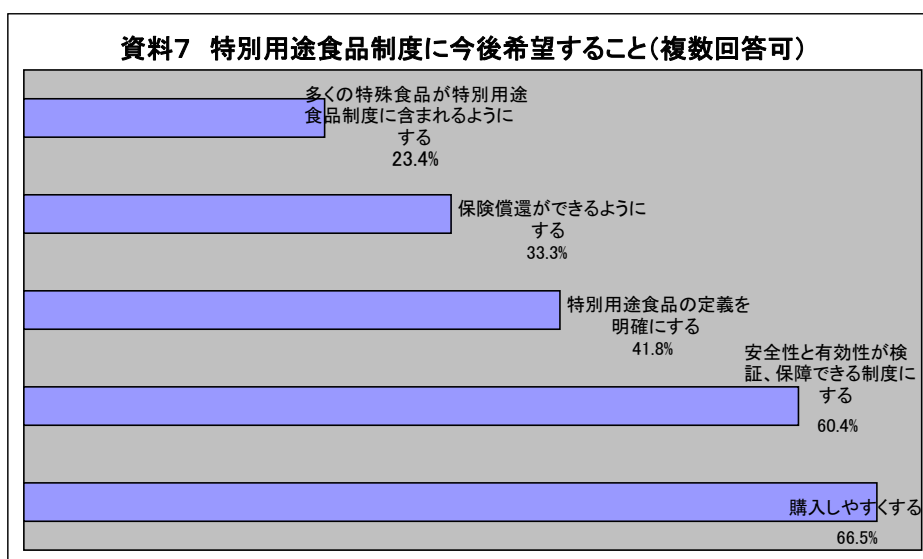
特別用途食品でなくても、企業の表示が信頼できるものであれば、品質自体に差もないため特段の問題はないと考えられている。

⑥ 患者が在宅療養に移行して病者用食品を使用する場合の病院側の対応



在宅療養に移行する患者であって病者用の栄養管理を必要とする者に対しては、病者用の食品の製造・販売を行うメーカーの紹介（通信販売等）や病院における直接販売等が行われている。

⑦ 特別用途食品の制度に今後希望すること



特別用途食品については、より購入しやすいものとなること、安全性と有効性がより検証、保証できる制度となること等が期待されている。